

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟 初の提起について

本日、東京都内の5世帯について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を東京簡易裁判所に提起しました。

未契約「世帯」に対する民事訴訟の提起は、昭和25年に放送法が施行されて以来、初めてです。

【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・9月20日、現場で丁寧な対応を重ねても契約を結んでいただけない東京都内の15世帯について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更しました。10月13日には、このうち8世帯について民事訴訟の実施予告を通知するなど、対応を重ねてきました。
- ・その結果、窓口を変更した15世帯のうち8世帯に契約締結に応じていただきましたが、どうしてもご理解をいただけない5世帯について、今回、民事訴訟を提起しました。

【NHKコメント】

相手方に対しては、誠心誠意の説明を行いましたが、どうしても契約の締結に応じていただけなかったため、今回、やむなく提訴に至りました。今後も受信料の公平負担の徹底のため、あらゆる努力をまいります。

※未契約の「世帯」については、平成22年12月に2世帯に訴訟予告通知を行いました。

いずれもその後円満に契約を締結し、その際は、提訴には至りませんでした。